

映画「いのちの岐路に立つ」 映像作品利用規約

- 1 映画「いのちの岐路に立つ～核を抱きしめたニッポン国」（以下「本映像作品」といいます。）の著作権は映画「いのちの岐路に立つ」製作委員会（以下「製作委員会」といいます。）に帰属しており、製作委員会もしくは製作委員会から委託された映画上映委員会（以下「上映委員会」といいます。）の許諾なしに複製、頒布、上映、公衆送信、翻案、その他本映像作品の著作権及び著作者人格権に抵触する行為に及ぶことはできません。
- 2 本映像作品の上映を希望する場合には、所定の上映申込書に必要事項を記入してこれを上映委員会に提出し、その許諾を受けてください。
- 3 前項の許諾を受けた場合でも、①許諾を受けるに際して提出した上映申込書、②本利用規約に記載されている内容の範囲をこえて本映像作品を利用することはできませんので、十分にご留意ください。
- 4 第3項の許諾に基づき上映委員会から貸与された本映像作品の記録媒体については、善良なる管理者の注意をもってお取り扱いいただき、紛失された場合には一律7,350円の損害賠償金を申し受けます。
- 5 所定の上映申込書が上映委員会に提出された後のキャンセルには応じかねます。この場合には、上映を実施しなかった場合でも、所定の料金をお支払いいただき、また既にお支払いいただいた料金の返還はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 6 上映会はその実施者の責任と負担において実施していただき、製作委員会や上映委員会は上映会の実施につき一切の責任を負いません。
- 7 上映が終了した後10日以内に、上映委員会から貸与された本映像作品の記録媒体を返却し、あわせて所定の上映会報告書に記入してこれを上映委員会に提出してください。
- 8 本映像作品の利用につき、法令、上映申込書、本利用規約等に違反する行為があった場合には、本映像作品の利用を差し止め、貸与した本映像作品の記録媒体を回収し、損害賠償請求に及ぶ場合がありますので、十分にご留意ください。

映画「いのちの岐路に立つ」上映委員会

映画「いのちの岐路に立つ」上映委員会 御中

上記の利用規約の内容を、いずれも確認、承諾しました。

年 月 日

団体名

上映会名

代表者名（電話番号、メールアドレス）

担当者名

住 所